

議会における応招について

1 応招とは

- 議会の招集は首長が行う。
- 応招とは、首長の招集行為に基づき、議員が会議に出席するため、議事堂に参集することをいう。
- 議員は、所定の手続きにより、応招した旨を議長に通告することが義務付けられている。



【熊本市議会会議規則】

(参集)

第1条 議員は、招集の当日、開議定刻までに議事堂に参集し、議員応招簿に署名し、又は押印しなければならない。

【標準市議会会議規則】

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前までに議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

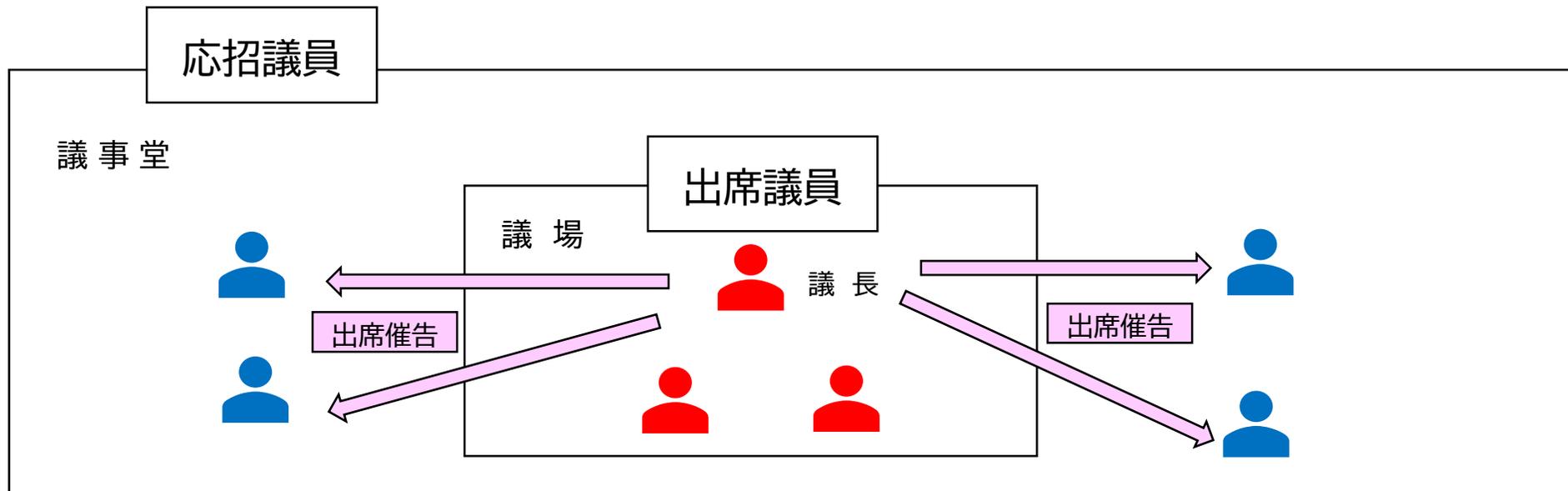
2 なぜ応招通告が必要なのか。

【 地方自治法 】

(定足数)

第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

- ① 議会成立のため、まずは、定足数以上の議員が応招しているかを議長が確認するため。
- ② 「応招議員」が半数以上いるにも関わらず、「出席議員」が定足数を欠く場合、議長が出席していない議員を特定し出席を催告を行うため。



3 応招通告の方法について

● 議員が議事堂に参集したことを議長に通告する方法は、各議会で定めるところであるが、具体的には以下の方法で行われている。

- ・ 応招簿に押印する。



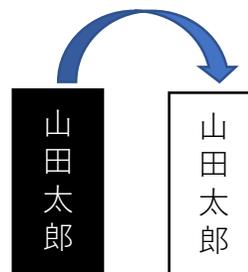
- ・ 電光氏名板を点灯する。



- ・ 所定の用紙に記載し届け出る。



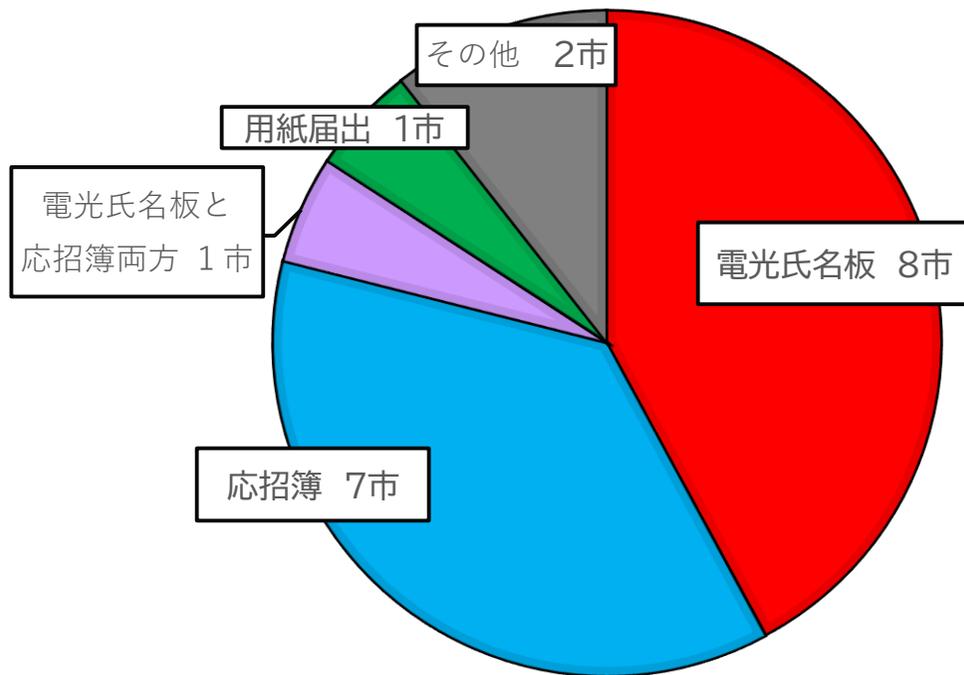
- ・ 白・黒等で書かれた氏名板を裏返す。



4 他の政令市議会の応招通告について

- 他の政令市議会における応招通告の現状は以下のとおり。

応招の通告方法



「その他」と回答した市における取扱い

- ・氏名板を表にする。
- ・議場自席の氏名標を立てる。
(氏名標は議場システムと連動しており、議場モニターに出席議員数が表示され、出席者から確認できるようになっている。)

応招通告の保存について

- 「紙で保存している」……9市
- 「特に保存していない」……10市

※熊本市議会は紙で保存している。